



平成 25 年 9 月 2 日

各 位

東京都目黒区青葉台三丁目 6 番 16 号

株式会社ジェクシード

(URL <http://www.gexeed.co.jp>)

代表者名 代表取締役社長 細井 一雄

(コード番号：3719)

問合せ先 管理本部長 佐伯 正勝

電話番号：03-5456-3051

第三者割当により発行される新株式、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 及び第2回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 9 月 2 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」といいます。）、第2回転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債の社債部分及び新株予約権部分を、それぞれ「本社債」及び「本転換社債型新株予約権」といいます。）及び第2回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、本新株式の発行、本新株予約権付社債の発行及び本新株予約権の発行を合わせた資金調達スキーム全体を「本資金調達」といいます。）。

なお、当社取締役会において本新株式の割当予定先の採決にあたっては、割当予定先ごとに順次採決を行い、割当を受ける、株式会社ティーオーコーポレーションの代表取締役であり当社代表取締役会長の大島剛生、当社代表取締役社長の細井一雄、当社取締役の大島貴之、浜田篤人及び森川孝秀は、特別の利害関係を有するため、自己の割当決議には参加いたしておりません。

1. 募集の概要

① 新株式

(1) 払 込 期 日	平成 25 年 9 月 18 日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 625,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 81 円
(4) 資 金 調 達 の 額	50,625,000 円
(5) 資 本 組 入 額	1 株当たり 40.5 円
(6) 資 本 組 入 額 の 総 額	25,312,500 円
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方法とし、割当予定先は以下の通りとする。 株式会社ティーオーコーポレーション 562,500 株 細井 一雄 37,500 株 大島 貴之 12,500 株 浜田 篤人 6,250 株 森川 孝秀 6,250 株
(8) そ の 他	前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

② 第2回転換社債型新株予約権付社債

(1) 払込期日	平成25年9月18日
(2) 新株予約権の総数	6個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は5,000,000円(額面100円につき金100円) 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	410,958株
(5) 資金調達額	30,000,000円
(6) 転換価額	1株当たり73円(固定)
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下、「マイルストーン社」といいます。)に対する第三者割当方式
(8) 利率	1.5%
(9) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

③ 第2回新株予約権

(1) 割当日	平成25年9月18日
(2) 新株予約権の総数	29個
(3) 発行価額	総額580,000円(新株予約権1個につき20,000円)
(4) 当該発行による潜在株式数	1,450,000株(新株予約権1個につき50,000株)
(5) 資金調達額	106,430,000円(差引手取概算額:102,430,000円) (内訳)新株予約権発行による調達額:580,000円 新株予約権行使による調達額:105,850,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行使価額	1株当たり73円(固定)
(7) 募集又は割当て方法(割当予定先)	マイルストーン社に対する第三者割当方式
(8) その他	① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであります。 ② 新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額(発行価額)と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。但し、本新株予約権付社債の償還又は転換が終了していない場合は、本新株予約権を取得することはできません。

	<p>③ 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。</p> <p>④ その他 前号各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>
--	--

(注) 本新株式の発行要項、本新株予約権付社債の発行要項及び本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 本資金調達の目的及び理由

当社は、従来より、企業の基幹業務である販売管理、生産管理、在庫管理、物流管理、会計管理、人事管理、給与管理等の基本システムを一元的に管理する基幹業務システム（ERP システム：Enterprise Resource Planning）の構築、またそれらの基幹業務システムを実現化するため、日本オラクル株式会社のアプリケーション・ソフトの JD Edwards の導入業務並びに SAP ジャパン株式会社の SAP の導入等のコンサルティングをメイン事業としてまいりました。しかしながら、経済環境の悪化やコストの増加に伴うプロジェクトの採算性低下等により業績が低迷し、平成 19 年 12 月期以降前期までの 6 期に渡り経常損失及び当期純損失を計上することとなり、財務体質の健全化と事業基盤の強化が急務となっております。

このような状況のもと、当社は、経営改革を平成 24 年 4 月より着手し、①本業への回帰を視野に中期経営計画の策定 ②プロジェクトの見直しと採算性の向上 ③外注費およびプロジェクト利益、品質管理の強化 ④営業体制の強化と事業部門の再編 ⑤既存顧客の再見直しと新規顧客およびパートナー戦略の策定 ⑥経費削減アクションの発動の緊急施策を実施してまいりました。昨年 9 月には、第 1 回無担保社債型新株予約権付社債の発行により、①人財育成・教育 ②業種別テンプレート開発 ③新規アライアンス、海外戦略製品開発調査費用として 90 百万円の資金調達を行いました。当社は多様なベンダーの ERP システムを取り扱っており、それらの導入コンサルティングの他社優位性をより高めるためには、その中でも中核となる Oracle JD Edwards 及び SAP のコンサルタント人財に対する教育・研修を充実させることが最重要課題であるため、当初の充当計画より前倒して調達した資金の充当を実行いたしました。また、当社は”GC_Smart オールインワンパッケージ for Accounting”という Oracle JD Edwards 向けの会計テンプレートを保有しておりますが、業種ごとに対応可能なテンプレートの開発を行い、より短期間に、よりローコストでの導入を提案するため、システム・テンプレートを当社独自に開発いたしました。さらに、企業のグローバル化の推進を図るため、国内に導入されていない、画期的な新たなコンピュータソフト等の商材を確保すべく、リサーチとライセンス確保を行うための渡航及びリサーチを実施いたしました。これらの経営改革実施の結果、企業体質が改善され、前期第 4 四半期連結会計期間並びに当期第 1 四半期累計期間では、営業キャッシュ・フローがプラスに転じ、営業損益も黒字化いたしました。

今後も Oracle JD Edwards 及び SAP の導入コンサルティングに関する実績を活かし、当社の独自性及び他社優位性を強みに、更に競争力のある企業となることが不可欠です。これまでの多数のグローバル企業への導入実績の強みを背景として、加速する日本企業の海外進出に対する支援を視野に、外国人技術者の採用、英語教育の浸透、国際会計基準対応支援の加速化を図り、顧客企業のグローバル化支援のため、以下の施策をもとに、事業基盤を強化してまいります。

① 技術者の採用

当社は、公認会計士をはじめとした会計・人事・ITの専門的知識を有するコンサルタントにより、顧客企業に対してシステムコンサルティング、ビジネスコンサルティングを提供しており、その過程で数多くの「ノウハウ」を蓄積してきております。これらのコンサルティングを拡大する、あるいは新たなコンサルティングを開発、展開していくためには、常に優秀な人財を確保する必要があります。

ります。Oracle JD Edwards及びSAP技術者とプロジェクトマネージャー等、12名程度の採用に係る費用として、30百万円の充当を予定しております。

② 人財育成・教育

当社は現在、多様なベンダーの基幹業務システム（ERP システム）を取り扱っており、その ERP 導入コンサルティングの他社優位性をより高めるため、その中でも中核となる Oracle JD Edwards 及び SAP のコンサルタント人財に対する教育・研修を充実させることが最重要課題であります。また、ERP 導入コンサルティングの差別化を加速させるために、①で記載した新規に採用する技術者の人財開発、JDE 及び SAP 技術者の教育費用として、50 百万円の充当を予定しております。内訳としましては、Oracle JD Edwards 関連で 16 百万円、SAP 関連で 20 百万円、新規ビジネス関連で 6 百万円、人財開発コンサルタント関連で 8 百万円を予定し、それぞれ6ヶ月間の教育期間を見込んでおります。

③ コンサルティング事業の強化と新規ビジネスの立ち上げ

長引く欧州の金融危機に加えアジアでの景気の減速を受け、依然として先行きが極めて不透明な状況にあります。こうした経済環境の中、当社は主力事業であるシステムコンサルティング分野において、将来大きな成長が見込める有望な新規ビジネス案件の受注に注力するとともに、既存顧客案件の掘り起しも加速し、コンサルティング事業の基盤強化を図ります。従来のSAPの導入コンサルティングでは、人事管理、会計管理を主体としてまいりましたが、これらに追加して新たに、販売管理、生産管理、在庫管理、物流管理といったロジスティック領域のビジネスも立ち上げ、事業領域を拡大してまいります。また、人事管理の領域におきましては、企業の人材を可視化し、経営戦略に沿って育成、採用するプロセスを管理するタレントマネジメント機能に関してこの分野で定評がある米国のCornerstone社とも提携して、新たな事業領域を確立してまいります。順次計画的に6ヶ月乃至10ヶ月の期間を要しながら、SAP導入基盤の整備と新規ビジネスの立ち上げを行い、それらにかかる業務委託費、調査費、研修費等として、63百万円の充当を予定しております。

④ 新規アライアンスのための調査費用

ERPを中心とするシステムコンサルティング分野においては、サービスメニューの多様性、多角性を活かし、一層の機能の差別化を図りプロジェクトの新規案件の獲得に邁進してまいりました。当期第1四半期累計期間においては積極的に新規顧客の開拓、既存顧客の掘り起こしを行った結果、優良案件は相当数増えつつあり、業績を大きく牽引することができる途上に着くことができました。実績をさらに積み上げるべく、順次計画的に6ヶ月乃至10ヶ月の期間を要しながら、新規アライアンスを発掘するための調査費、海外渡航費、業務委託費等として、40百万円の充当を予定しております。

当社は、調達した資金をこれらの施策に充当し、主力事業の強化を図ることで、安定した事業収益とともに持続的な成長を確保することが見込まれることから、下記のとおり、本資金調達方法による本資金調達が必要であると判断し、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を決定いたしました。

(2) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による3つの方式を組み合わせることで資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

①その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況において、銀行借入等による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率の低下を招く等の理由から、事実上調達困難な状況でございます。また、公募増資は当社の決算数値及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高いため、困難と判断いた

しました。

当社といたしましては、前述いたしましたように、早期の業績回復を図るため、主力事業の強化並びに自己資本の拡充による財務基盤の強化を目指しており、そのためには一定規模かつ迅速な資金調達が必要であるため、第三者割当による資金調達を手法として選択いたしました。

②本資金調達方法について

第三者割当による3つの調達方法を組み合わせた理由としては、以下のとおりであります。

a 本新株式

既存株主の皆様様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、現役員により一定額を引き受けることにより、短期間で確実な必要資金の調達及び自己資本の増強を図ることができます。さらに強固な事業基盤を構築するためには人財の確保と教育が急務なため、本資金調達の目的とする①及び②に充当するための資金調達方法として選択いたしました。

b 本新株予約権付社債

本新株予約権付社債の割当予定先の検討にあたり、当社が本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先に求めた点として、①純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、②株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、③大株主として長期保有しないこと、④株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、⑤環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で、本資金調達の内、本新株予約権付社債及び本新株予約権の引き受けに応じ、許容の範囲で資金調達額を設定することが可能であるとの回答が得られました。これにより、短期間での資金調達が可能であり、本新株予約権付社債が転換された場合には、当該転換によって当社の資本金が増加し資本の拡充にともなう財務基盤の安定化も期待できるため、本資金調達の目的とする①及び②に充当するための資金調達方法として選択いたしました。

c 本新株予約権

上記b 本新株予約権付社債に記載のとおり、マイルストーン社との協議の結果、当社の要望を受け入れた上で本新株予約権を引き受けていただきました。当社株価が、権利行使価格からマイルストーン社が想定する額を上回った場合、その都度権利行使を行うと伺っており、予約権の権利行使により、その都度入金がなされ、それにより自己資本の拡充が期待でき、中長期的な事業への資金として調達が可能となります。この調達については、本資金調達の目的とする③及び④に充当するための資金調達方法として選択いたしました。また、行使期間中に、当社の資本政策に見直しが必要になった場合には、当社の判断により残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる等の自由度があり、環境の変化に臨機応変に対応することが可能となります。

本資金調達により、自己資本の拡充による財務基盤の安定化と主力事業の強化を図ることができ、既存株主の皆様をはじめステークホルダー各位の期待に応えられるものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	187,055,000円
内訳	
(本新株式の発行による調達額)	50,625,000円
(本転換社債型新株予約権付社債の発行による調達額)	30,000,000円
(本新株予約権の発行による調達額)	580,000円
(本新株予約権の行使による調達額)	105,850,000円
発行諸費用の概算額	4,000,000円
差引手取概算額	183,055,000円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士・転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権評価費用 2,500,000 円、登記費用関連費用 1,000,000 円、その他諸費用（株式事務手数料・外部調査費用）500,000 円となります。
3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途		金額 (百万円)	支出予定時期
①	技術者の採用	30	平成 25 年 10 月～ 平成 26 年 1 月
②	人財育成・教育	50	平成 25 年 11 月～ 平成 26 年 7 月
③	コンサルティング事業の強化と新規ビジネスの立ち上げ	63	平成 26 年 1 月～平成 26 年 12 月
④	新規アライアンスのための調査費用	40	平成 26 年 1 月～平成 26 年 12 月

調達資金約 183 百万円は、主として以下の経営基盤強化のための事業資金の一部に充当する予定であります。

① 技術者の採用：30 百万円

コンサルティングを拡大する、あるいは新たなコンサルティングを開発、展開していくためには、常に優秀な人財を確保する必要があります。Oracle JD Edwards及びSAP技術者とプロジェクトマネージャー等、12名程度の採用に係る費用として、30百万円の充当を予定しております。平成26年1月までに全額を充当する予定であります。

② 人財育成・教育：50 百万円

ERP 導入コンサルティングの差別化を加速させるために、①で記載した新規に採用する技術者の人財開発、JDE 及び SAP 技術者の教育費用として、50 百万円の充当を予定しております。平成 26 年 7 月までに全額を充当する予定であります。

③ コンサルティング事業の強化と新規ビジネスの立ち上げ：63 百万円

SAPの導入コンサルティングでは、人事管理、会計管理を主体としてまいりましたが、これらに追加して新たに、販売管理、生産管理、在庫管理、物流管理といったロジスティック領域のビジネスも立ち上げ、事業領域を拡大してまいります。また、人事管理の領域におきましては、企業の人材を可視化し、経営戦略に沿って育成、採用するプロセスを管理するタレントマネジメント機能に関してこの分野で定評がある米国のCornerstone社とも提携して新たな事業領域を確立してまいります。順次計画的に6ヶ月乃至10ヶ月の期間を要しながら、SAP導入基盤の整備と新規ビジネスの立ち上げを行い、それらにかかる業務委託費、調査費、研修費等として、63百万円の充当を予定しております。平成26年12月までに全額を充当する予定であります。

④ 新規アライアンスのための調査費用：40 百万円

新規顧客の開拓、既存顧客の掘り起こしによる実績をさらに積み上げるべく、順次計画的に6ヶ月乃至10ヶ月の期間を要しながら、新規アライアンスを発掘するための調査費、海外渡航費、業務委託費等として、40百万円の充当を予定しております。平成26年12月までに全額を充当する予定であります。

当社は、上記項目への資金の活用により事業基盤の安定化を図ると同時に、中長期の事業構築の動きを確実にを行うことで持続企業としての礎を築き、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応られるものと考えております。

なお、本新株予約権の行使による払込みは、原則として本新株予約権者の判断によるため、本新株予

約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額により変更がありうることから、上記資金使途の額について変更する場合があります。

さらに強固な事業基盤を構築するためには人財の確保と教育が急務であり、上記資金使途①、②から優先的に支出し、本新株予約権の行使によって予定される資金調達の全部又は一部が実現できない場合、上記資金使途③、④は維持しつつ、まずは借入金の追加融資依頼を行い、融資後も調達資金に不足がある場合にはさらに新株式の追加発行等による資金調達で対応する予定です。

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達した資金を主力事業であるコンサルティング事業の拡大及びそれらと親和性の高い新規ビジネスの開拓に投じることで強固な事業基盤を構築し、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としており、かかる資金使途は合理的であると判断しております。従いまして、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

本新株式の発行価額は、本新株式発行に関する取締役会決議日の直前営業日（平成25年8月30日）の東京証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）（以下、「JASDAQスタンダード」といいます。）における当社普通株式の終値81円と同値である81円といたしました。本新株式の発行価額の算定方法につき取締役会決議日の前日終値を採用いたしましたのは、当社の直近の市場価格が、決算短信の発表や業績予想等、当社業績に係る公表後に形成された株価であり、当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、本新株式の発行価額については、取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均価額82円に対する乖離率（小数点以下第2位を四捨五入、以下同じ。）は $\Delta 1.58\%$ ですが、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均84円に対する乖離率は $\Delta 3.91\%$ 、当該直前営業日までの6か月間の終値の平均価額89円に対する乖離率は $\Delta 9.29\%$ となっております。

② 本新株予約権付社債

当社は本転換社債型新株予約権の発行価額、本新株予約権付社債の転換価額、利率等の発行条件を検討する際に当社株式の流動性、株価水準、発行規模、社債権者が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を総合的に勘案しております。なお、当社は、公正を期するため、独立した第三者評価機関であるかえでキャピタルマネジメント株式会社に本新株予約権付社債の価値評価を依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書を取得しております。当該報告書では、本新株予約権付社債の発行要項を考慮し、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

また、本新株予約権付社債の転換価額については、本新株予約権付社債発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成25年8月30日）のJASDAQスタンダードにおける普通取引の終値81円を参考とし、1株当たり73円（ディスカウント率9.88%）に決定いたしました。転換価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権付社債の転換価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均82円に対する乖離率は $\Delta 11.30\%$ ですが、当該直前営業日までの3か月間の終値平均84円に対する乖離率は $\Delta 13.40\%$ 、当該直前営業日までの6か月間の終値平均89円に対する乖離率は $\Delta 18.25\%$ となっております。

③ 本新株予約権

本新株予約権の発行価額については、当社株式の流動性、株価水準、株価変動性等の諸要因を総合的に勘案しております。なお、当社は、本新株予約権についても公正を期するため、かえでキャピタルマネジメント株式会社に本新株予約権の価値評価を依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得しております。当該報告書では、本新株予約権の発行要項を考慮し、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。

本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成25年8月30日)のJASDAQスタンダードにおける普通取引の終値81円を参考として1株73円(ディスカウント率9.88%)に決定いたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均82円に対する乖離率は $\Delta 11.30\%$ ですが、当該直前営業日までの3か月間の終値平均84円に対する乖離率は $\Delta 13.40\%$ 、当該直前営業日までの6か月間の終値平均89円に対する乖離率は $\Delta 18.25\%$ となっております。

上述の行使価格を踏まえて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関であるかえでキャピタルマネジメント株式会社による評価書を参考に、第2回新株予約権の1個当たりの払込金額を20,000円(1株当たり0.4円)といたしました。

本新株式の発行価額、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、当社からの情報開示とは無関係な株価の騰落があり、最近3か月間及び最近6か月間の当社株価の変動が激しかったため、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、直近月において平成25年12月期第2四半期決算短信、平成25年12月期第2四半期累計期間業績予想との差異及び通期業績予想の修正の適時開示を行っており、これら適時開示後の取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。なお、本新株式の発行価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額は、前述の第三者評価機関による評価書を参考にし、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件を勘案した結果、適正かつ妥当であり、当該第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権付社債及び新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当社取締役会は、当社監査役全員から、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、発行価額については、かえでキャピタルマネジメント株式会社が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び当該前提条件等に関してかえでキャピタルマネジメント株式会社から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、評価額は適正かつ妥当な価額と思われる、その評価額を踏まえて発行価額を決定していることより、特に有利な金額には該当しないと取締役会の判断を相当とする旨の口頭説明を受け、意見書を入手しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回、本新株式の株式数625,000株、本新株予約権付社債の転換による株式数410,958株、本新株予

約権の行使による株式数 1,450,000 株を合わせた発行済株式総数 2,485,958 株に係る議決権数は 24,859 個となり、当社の総議決権数 101,140 個（平成 25 年 6 月 30 日現在）に対しては 24.58%の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1 株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、前述のとおり、当社のコンサルティング事業については、回復傾向にはあるものの、本格的な回復には、なお時間を要する状況であることから、既存のコンサルティング事業の拡大及び新ビジネス領域の開拓のための資金調達を金融機関の借入に頼ることは難しい状況であります。また、前述のように公募増資等の他の資金調達には当社の決算数値及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高いため、困難であります。現在のように厳しい経営環境の中でも収益を確保するためには、当該費用の確保は必要であり、また今後も継続的安定的に収益を計上する企業へとなるためには、当該規模の資金調達は必要であると考えております。

なお、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は固定されており、それぞれ 1 株当たり 73 円であります。これは平成 24 年 12 月期の 1 株当たり純資産 8.33 円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、新株予約権付社債及び新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1 株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去 2 期の 1 株当たり当期純利益は、平成 24 年 12 月期△17.53 円、平成 23 年 12 月期△7.72 円といずれもマイナスに留まっております。調達した資金をコンサルティング事業の強化と新ビジネス領域の開拓に厳選して投下し、早期の業績の回復を図り、最終損益の黒字転換を果たすことにより、1 株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 本新株式

(1) 名 称	株式会社ティーオーコーポレーション
(2) 所 在 地	東京都中野区中央1丁目40番3号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 大島 剛生
(4) 事 業 内 容	不動産賃貸、有価証券の保有・運用
(5) 資 本 金	15 百万円
(6) 設 立 年 月 日	平成 3 年 11 月 16 日
(7) 発 行 済 株 式 数	300 株
(8) 決 算 期	12 月 31 日
(9) 従 業 員 数	1 名
(10) 主 要 取 引 先	極東証券株式会社
(11) 主 要 取 引 銀 行	西京信用金庫
(12) 大株主及び持株比率	大島 庸生 30% 大島 正範 30% 大島 崇示 30%
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当該会社は、当社の普通株式 2,849,000 株（発行済株式総数に対する割合 28.16%）を保有しています。
人 的 関 係	当該会社の代表取締役である大島剛生は、当社の代表取締役会長を兼務しております。

取引関係	当社は当該会社より、資金の借入を行っております。また、当社と当該会社との間で、システム保守の受託の取引を行っております。
関連当事者への該当状況	当該会社は当社のその他の関係会社であることから、関連当事者に該当しております。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	平成22年12期	平成23年12期	平成24年12期
純資産	752	732	666
総資産	1,642	1,073	1,018
1株当たり純資産(円)	2,509,920	2,440,060	2,220,117
売上高	130	73	△30
営業利益	24	△11	△70
経常利益	3	△72	△66
当期純利益	4	△19	△65
1株当たり当期純利益(円)	13,737	△65,860	△219,942
1株当たり配当金(円)	4,000	4,000	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1) 氏名	細井 一雄
(2) 住所	東京都中央区
(3) 上場会社と当該個人との関係	当社取締役社長

(1) 氏名	大島 貴之
(2) 住所	東京都目黒区
(3) 上場会社と当該個人との関係	当社取締役

(1) 氏名	浜田 篤人
(2) 住所	神奈川県川崎市幸区
(3) 上場会社と当該個人との関係	当社取締役

(1) 氏名	森川 孝秀
(2) 住所	埼玉県富士見市
(3) 上場会社と当該個人との関係	当社取締役

② 本新株予約権付社債及び本新株予約権

(1) 名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
(2) 所在地	東京都港区赤坂二丁目17番22号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦
(4) 事業内容	投資事業

(5) 資本金	10 百万円		
(6) 設立年月日	平成 24 年 2 月 1 日 (注 1)		
(7) 発行済株式数	200 株		
(8) 決算期	1 月 31 日		
(9) 従業員数	3 人		
(10) 主要取引先	みずほ証券株式会社、株式会社 S B I 証券		
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成 23 年 1 月期 (注 2)	平成 24 年 1 月期 (注 2)	平成 25 年 1 月期
純資産	2	13	96
総資産	817	245	924
1 株当たり純資産(円)	10,568	65,616	480,064
売上高	2,532	724	2,766
営業利益	386	14	49
経常利益	386	14	58
当期純利益	53	11	76
1 株当たり当期純利益(円)	268,959	55,048	380,331
1 株当たり配当金(円)	-	-	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

- (注) 1. マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成 24 年 2 月 1 日にマイルストーン・アドバイザー株式会社 (旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社) による新設分割により設立されております。
2. 新設分割前のマイルストーン・アドバイザー株式会社 (旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社) の業績です。

※ 当社は株式会社ティーオーコーポレーション及びマイルストーン社から、同社の役員が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても、各割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主 (主な出資者) が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関 (株式会社ジンダイ 東京都千代田区) に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

また、細井一雄、大島貴之、浜田篤人及び森川孝秀については、当社取締役であることから、専門の調査機関等による調査は行っておりませんが、暴力団等の反社会的勢力等とは一切関係がない

こと、また将来におきましても同関係を有しないことに係る確認書を受領し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

① 株式会社ティーオーコーポレーション、細井一雄、大島貴之、浜田篤人及び森川孝秀について

割当予定先である株式会社ティーオーコーポレーション、細井一雄、大島貴之、浜田篤人及び森川孝秀（以下、「経営陣ら」といいます。）は当社の経営陣の資産管理会社及び経営陣であり、当社の経営改革及び業績向上に中心的に寄与し、今後も企業価値向上のため引き続き経営を担っていく意欲を持ち合わせていること等に鑑み、割当予定先として適切であると判断し、選定いたしました。

② マイルストーン社について

当社経営陣らという割当予定先に加え、当社事業の進捗を図るため必要となる継続的な資金調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、経営陣ら以外の割当予定先の選定にあたっては、経営への介入を排除すべく、①純投資を目的とした投資を行い当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、②最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを重視し、選定を進めました。またそれと同時に、適時に必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、平成 25 年 9 月 2 日開催の取締役会決議において当社経営陣を割当予定先とする第三者割当の方法による本新株式の発行、かねてより資本政策等に関する提案を受けていたマイルストーン社に対する本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成 21 年 2 月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業 23 社に対して、第三者割当増資による新株式及び新株予約権の引受けを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られると考えております。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、マイルストーン社が提出した大量保有報告書等に記載された行使実績からは、同社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、早期に確実な資金を確保し、適時の資金確保を図るという本資金調達の目的に合致するものと考えております。

上記に加え、本新株予約権が全部行使された際、同社が当社の大株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止すべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

① 株式会社ティーオーコーポレーション、細井一雄、大島貴之、浜田篤人及び森川孝秀について

経営陣らは本新株式を自ら引き受けることで、当社の経営改革及び業績向上に中心的に寄与し、今後も企業価値向上のため引き続き経営を担っていく目的としているため、本株式を長期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。なお、当社は、経営陣らから、払込期日より 2 年以内に割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

② マイルストーン社について

マイルストーン社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは

当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、長期保有しないことを表明しており、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。また、本新株予約権付社債及び本新株予約権の譲渡については、その意向がない旨を口頭で伺っております。なお、本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を必要とします。

なお、昨年発行した第1回転換社債型新株予約権付社債では、当初、割当先の4社はいずれも中長期の保有方針を示していましたが、株式転換後の平成25年6月30日現在の株主名簿には記載がありませんでした。今後こうしたことが発生しないように今回の割当予定先の保有方針の確認については、純投資である旨の意向を表明しているマイルストーン社以外について、保有方針を確認するにあたっては当社の事業計画等を理解し、中長期にわたり株主として支援いただける引受先かを考慮して、十分な意思の確認を行いました。これらのものはいずれも当社の現役員であるため、長期的に保有する方針であると考えております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① 株式会社ティーオーコーポレーション、細井一雄、大島貴之、浜田篤人及び森川孝秀について

当社は、株式会社ティーオーコーポレーションより、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取、預金口座の通帳の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

具体的には、平成24年1月1日から平成24年12月31日に係る同社の第23期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高が△30百万円、営業利益が△70百万円、経常利益が△66百万円、当期純利益が△65百万円、純資産が666百万円、総資産が1,018百万円であることを確認し、また、当社は同社より預金口座の入出金明細及び残高証明の帳票の写しを受領し、平成25年8月6日現在の預金残高が54百万円であることを確認いたしました。

また、細井一雄、大島貴之、浜田篤人及び森川孝秀について、当社は同氏らより、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。

② マイルストーン社について

当社は、マイルストーン社より、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取、預金口座の通帳の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

具体的には、当社は、平成24年2月1日から平成25年1月31日に係るマイルストーン社の第1期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高が2,766百万円、営業利益が49百万円、経常利益が58百万円、当期純利益が76百万円、純資産が96百万円、総資産が924百万円であることを確認し、また、当社はマイルストーン社の預金口座の入出金明細及び残高証明の帳票の写しを受領し、平成25年8月5日現在の預金残高が565百万円であることを確認いたしました。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはありません。また、マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

(5) その他重要な契約等

今回、当社が発行する本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成 25 年 6 月 30 日現在)		募 集 後	
(株)ティーオーコーポレーション	28.16%	(株)ティーオーコーポレーション	31.76%
大島 幸子	9.88%	大島 幸子	9.31%
(株)ゼット	4.49%	(株)ゼット	4.23%
井阪 健一	4.32%	井阪 健一	4.07%
海野 恵一	4.15%	海野 恵一	3.91%
宮永 義鎮	3.11%	宮永 義鎮	2.93%
大島 剛生	2.67%	大島 剛生	2.52%
田原 弘之	1.70%	田原 弘之	1.60%
寺島 順子	1.37%	寺島 順子	1.29%
スウィングバイ 2020(株)	1.34%	スウィングバイ 2020(株)	1.26%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第 3 位を切り捨てて算出しております。
2. 募集前の大株主及び持株比率は、平成 25 年 6 月 30 日時点の株主名簿を基準としております。
3. 募集後の大株主及び持株比率は、本新株式(625,000 株)が発行された後の数を記載しております。
4. 今回発行される本新株予約権付社債及び本新株予約権は、転換又は行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は平成 25 年 9 月 18 日から平成 28 年 9 月 17 日までの発行後 3 年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
5. 本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使及び転換により交付される普通株式のマイルストーン社の保有方針は純投資であり、大株主として長期保有しないことを表明しており、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率に含まれておりません。

8. 今後の見通し

現在のところ、平成 25 年 8 月 13 日に発表いたしました平成 25 年 12 月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希釈化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと(新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)ことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
連結売上高	1,289百万円	1,786百万円	1,583百万円
連結営業損失	△42百万円	△75百万円	△163百万円
連結経常損失	△39百万円	△86百万円	△180百万円
連結当期純損益（△は損失）	9百万円	△69百万円	△159百万円
1株当たり連結当期純損益（△は損失）	1.02円	△7.72円	△17.53円
1株当たり配当金	0.00円	0.00円	0.00円
1株当たり連結純資産	31.67円	23.95円	8.33円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年6月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	10,114,774株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	1,135,000株	11.22%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2010年12月期	2011年12月期	2012年12月期
始値	66円	74円	58円
高値	111円	103円	169円
安値	45円	29円	55円
終値	73円	57円	84円

② 最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始値	85円	87円	103円	92円	81円	82円
高値	90円	133円	122円	93円	101円	89円
安値	84円	83円	89円	73円	80円	76円
終値	86円	100円	94円	80円	83円	81円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成25年8月30日
始値	83円
高値	83円
安値	81円
終値	81円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第1回転換社債型新株予約権社債の発行

払込期日	平成24年10月4日
調達資金の額	87,000,000円(差引手取概算額)
転換価額	85円
募集時における発行済株式数	9,055,951株
当該募集による発行株式数	0株
募集後における発行済株式総数	9,055,951株
割当先	株式会社ニフコ 株式会社白組 株式会社未来産業 吉岡環境開発株式会社
当該募集による潜在株式数	転換価額(85円)における潜在株式数:1,058,600株
現時点における転換状況(行使状況)	転換済株式数(行使済株式数):1,058,600株 (残高0円、転換価額(行使価額)85円)
発行時における当初の資金使途	①人財育成・教育 ②業種別テンプレート開発 ③新規アライアンス、海外戦略製品開発調査費用
発行時における支出予定時期	平成24年10月～平成25年12月
現時点における充当状況	全額充当済み

10. 発行要項

株式会社ジェクシード 普通株式
発行要項

1. 募集株式の種類
普通株式
2. 募集株式の数
625,000 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき 81 円
4. 払込金額の総額
50,625,000 円
5. 申込期日
平成 25 年 9 月 18 日
6. 払込期日
平成 25 年 9 月 18 日
7. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、25,312,500 円（1 株につき 40.5 円）とし、増加する資本準備金の額は 25,312,500 円（1 株につき 40.5 円）とする。
8. 発行方法及び割当先並びに割当数
第三者割当ての方法により、次の者に以下のとおり割り当てる。

株式会社ティーオーコーポレーション	562,500 株
細井 一雄	37,500 株
大島 貴之	12,500 株
浜田 篤人	6,250 株
森川 孝秀	6,250 株
9. その他
本株式の発行については、各種の法令に基づき必要な手続きが完了していることを条件とする。

以 上

株式会社ジェクシード第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
発行要項

本要項は、株式会社ジェクシードが平成25年9月2日に開催した取締役会の決議に基づいて平成25年9月18日に発行する株式会社ジェクシード第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 社債の名称
株式会社ジェクシード第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定順位特約付）
2. 社債の総額
金30,000,000円
3. 各社債の金額
金5,000,000円の1種
4. 払込金額
本社債の金額100円につき金100円
但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
5. 本新株予約権付社債の券面
無記名式とし、新株予約権付社債券を発行しない。

また、本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
6. 利率
年率1.5%
7. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
8. 申込期日
平成25年9月18日
9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日
平成25年9月18日
10. 募集の方法
第三者割当の方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」という。）に全額を割り当てる
11. 本社債の償還の方法及び期限
(1) 満期償還

本社債は、平成 28 年 9 月 17 日（償還期限）にその総額を本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。

(2) 繰上償還

当社は、平成 25 年 9 月 18 日以降、償還すべき日の 2 週間以上前に本新株予約権付社債の社債権者（以下、「本社債権者」という。）に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該繰上償還日に、その選択により、その時点で残存する本社債の全部を、各本社債の額面 100 円につき金 100 円の割合で、繰上償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息（本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。）及び未払残高の支払とともに繰上償還することができる。

(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

12. 本社債の利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日（但し、繰上償還される場合は繰上償還日）までこれを付するものとし、平成 25 年 9 月 30 日を第 1 回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日（但し、繰上償還される場合には、繰上償還日）（以下、「利払日」という。）に、当該利払日の直前の利払日（第 1 回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日までの期間（以下、「利息計算期間」という。）について、各々その日までの前半か年分を支払う。但し、半か年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1 年を 365 日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本項に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。
- (2) 利払日が東京における銀行休業日にあたる時は、その支払いを当該利払日の直前の銀行営業日に繰り上げるものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力発生日から後は、当該行使にかかる各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から 10 営業日以内に支払う。
- (4) 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日（この日を含む。）から弁済の提供がなされた日（この日を含む。）までの期間につき、年 14.5%の利率による遅延損害金を付するものとする。

13. 買入消却

当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社が買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債にかかる本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債にかかる本新株予約権は消滅する。

「子会社」とは、会社法第 2 条第 3 号に定める子会社をいう。

14. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 6 個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
 - (イ) 種類
当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権にかかる本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 転換価額

① 転換価額

転換価額は、73円とする。なお、転換価額は本号(ハ)②乃至(ハ)⑥に定めるところに従い調整されることがある。

② 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(ハ)③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「時価下発行による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$$

③ 時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 時価（本号(ハ)④(ii)に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記(ii)の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- (iv) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により} \text{ 当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ④ (i) 時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式(以下、「転換価額調整式」と総称する。)の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(当社普通株式に関し終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)における当社普通株式終値の平均値とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (iii) 時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- (iv) 時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- ⑤ 本号(ハ)③の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥ 本号(ハ)③乃至(ハ)⑤により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
- (イ) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

- (ロ) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の新株予約権者は、平成 25 年 9 月 18 日から平成 28 年 9 月 17 日までの間（以下、「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。
- (6) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の取得条項
本新株予約権の取得条項は定めない。
- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 20 項記載の行使請求受付場所（以下、「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (10) 本新株予約権の行使請求の方法
 - (イ) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権にかかる本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権にかかる本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (ロ) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。
- (11) 本新株予約権の行使請求の効力は、本項第(10)号に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権にかかる本社債について弁済期が到来するものとする。
- (12) 当社は、行使の効力発生後、当該行使にかかる本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (13) 当社による組織再編の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継
当社が組織再編行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(イ)乃至(ヌ)の内容のもの（以下、「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債にかかる債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
 - (イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数
当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
 - (ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社等の普通株式とする。

- (ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第14項第(3)号(ハ)と同様の調整に服する。
- ① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- ② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。
- (ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (ヘ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
本項(6)に準じて決定する。
- (ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項
定めない。
- (チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (リ) 組織再編行為が生じた場合
本項(13)に準じて決定する。
- (ヌ) その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

15. 特約

(1) 担保設定制限

- (イ) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それにかかる社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。
- (ロ) 本項(イ)に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

(2) 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- (イ) 当社が第11項及び第12項の規定に違背し、3銀行営業日以内にその履行がなされないとき。
- (ロ) 当社が担保設定制限等の規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。
- (ハ) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (ニ) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- (ホ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (ヘ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

16. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第702条但し書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

17. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払い場所）

株式会社ジェクシード 管理本部

18. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。

19. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

- (3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

20. 行使請求受付場所

株式会社ジェクシード 管理本部

21. 準拠法

日本法

22. その他

- (1) 上記の他、本新株予約権付社債発行に関して必要な一切の事項の決定は当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

以 上

株式会社ジェクシード第2回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ジェクシード第2回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 580,000 円
3. 申込期日 平成 25 年 9 月 18 日
4. 割当日及び払込期日 平成 25 年 9 月 18 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に全額を割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,450,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 50,000 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 29 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 20,000 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、73 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。
10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場（スタンダード）（以下、「JASDAQ スタンダード」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成 25 年 9 月 18 日から平成 28 年 9 月 17 日（但し、平成 28 年 9 月 17 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第 14 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の 1 ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から 3 ヶ月を経過した日かつ、株式会社ジェクシード第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還又は転換が終了した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称す

る。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下、「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下、「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

株式会社ジェクシード 管理本部

21. 払込取扱場所

株式会社横浜銀行 品川支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 20,000 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前日（平成 25 年 8 月 30 日）の JASDAQ スタandardにおける当社普通株式の終値 81 円に 0.9 を乗じて得た金額を基に決定した。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上